

## 一般的な事業費補助金とは異なる種類の補助金

第2回及び第3回会議の審議の中では、事業費補助に比べて運営費補助は見直しのハードルが高いため、できる限り事業費補助に切り替えていくことが望ましいとの意見があり、第3回会議の資料15でも、新たな評価区分の設定に繋がる論点の一つとして取り上げた。

一方で、原則としてはどの補助金もそれぞれの要綱の中で補助対象事業や補助対象経費を定めて交付していることから、明確に運営費補助金と事業費補助を切り分ける定義付けは難しい。しかしながら、一般的な事業費補助金とは異なる特性を持った補助金があることも事実なので、以下のとおり幾つかの類型に区分することを試みた。

- 1 負担金に類似する性格の補助金【法テラス、民間シェルター、メーカー、障害者施設】
  - (1) 全国的な組織や広域的に活動する団体に対し、その趣旨に賛同した自治体等が補助金を交付するもの。本市の補助金も団体の事業の一部に充当されるが、団体の歳入全体に占める本市補助金の割合が極めて低いという傾向がある。
  - (2) 近隣市とともに施設の運営費の一部を助成する補助金で、補助額の比率に応じて各市が当該施設の市民利用枠を確保するもの。他市も関わる補助金のため、本市が単独で交付要件の見直しや団体の活動内容に関与することが難しいという特徴がある。
- 2 団体の活動自体が補助対象となる補助金【青少年対策地区委員会、障害者の家族会等】

食料費・光熱水費・宿泊費などの経費を除いて、団体の活動の全てが補助対象となるもの。団体の設立趣旨や活動方針自体に公益性を認めていると捉えられる。交付上限となる補助率については、1/2の補助金もあるが、10/10としている補助金もある。
- 3 工事費や修繕費に対する補助金【公会堂、灌漑用施設、街路灯、バス停留所、消防設備】

団体が所有する施設や機器の設置・改修・修繕等に掛かる費用の一部を助成するもの。団体の事業や活動の環境を整える趣旨の財政的な援助のため、団体の事業内容や事業のあり方について、当該補助金の交付を通じて団体に働きかけることが困難という特徴がある。
- 4 電気料金に対する補助金【灌漑用施設、商店街街路灯】

団体が所有する設備に掛かる電気料金の一部を助成するもの。補助金を交付する側の市の裁量が小さいほか、一般的な事業費補助金と比較して補助率が高いという傾向がある。
- 5 交通費や宿泊費に対する補助金【青少年団体大会参加、スポーツ大会参加】

団体や団体に所属する個人が全国的なスポーツ大会や文化コンクールに出場する際の交通費や宿泊費の一部を助成するもの。前年度の予算編成段階では実績額が見込み難く、運用等での執行となりやすい一方で、強豪団体に対しては固定的な補助となる傾向がある。
- 6 人件費に対する助成を含む補助金（込み入った内容のため、次回以降に別途審議）

市の給与体系に準じた人件費への助成を含むもの。外郭団体と呼ばれる団体への補助金。